

令和6年度「中野市在宅福祉支援事業」の概要 (要介護認定3以上の方)

○対象者とする方

市内に住所を有する**要介護3以上**と認定された**65歳以上で市民税非課税の者**。
施設入所中や入院中の方は対象となりません。(退院、退所されてから申請してください。)

なお、グループホームやケアハウスについては在宅とみなします。

介護用品（紙おむつなど）の給付

| | | |
|---------------------------------------|---|----------------------------|
| ■給付内容 | 給付券1枚当たり 6,000円 までを給付します。 また、介護用品排出用として中野市指定の可燃ごみ袋(3種)を必要に応じて給付します。 | |
| ■給付枚数 ※年度途中の申請は月割となります。 | 要介護4又は5で市民税非課税世帯の者 | 年 12枚 (1か月につき1枚) |
| | 要介護3の者及び 要介護4又は5で市民税課税世帯の者 ※本人課税は除く | 年 6枚 (2か月につき1枚) |
| ■給付品目 | 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤(ボディ用ウエットタオル、おしりふき)、ドライシャンプー | |
| ■利用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の指定業者の店舗へ出向いていただき、介護用品を購入する際に給付券を業者へお渡しください。 ・給付額の上限を超えた場合は差額を業者に直接お支払いください。 ・給付額以下の場合のおつりはありません。 | |
| ■ごみ袋の給付 | <ul style="list-style-type: none"> ・給付枚数：市指定の可燃ごみ袋 1か月あたり50ℓ以内 10ℓ・20ℓ・30ℓの3種のうち必要な大きさを選べます。 (年度途中の申請は月割の減数となります。) ・給付は、介護用品給付券(おむつ券)を申請された方に限ります。 ・<u>グループホームなど施設で事業ごみとして介護用品を排出している場合は対象となりません。</u> | |

| 訪問による理容料・美容料の助成 | | |
|-----------------|--|---|
| ■助成内容 | <u>自宅での訪問による</u> 理容・美容業務を受けた場合、 <u>1回（助成券1枚）につき1,000円</u> までを助成します。 | |
| ■助成券枚数 | ※年度途中の申請は月割となります。 <u>要介護3・4・5</u> の者 ※本人課税は除く | <u>年 6枚</u> (2か月につき1枚) |
| ■利用方法 | | <ul style="list-style-type: none"> ・指定業者に直接依頼のうえ自宅に訪問していただき、その際に助成券を業者にお渡しください。<u>(施設での利用はできません。)</u> ・助成額の上限を超えた場合は差額を業者に直接お支払いください。 ・助成額以下の場合のおつりはありません。 |

| 通院費等タクシー利用料の助成 | | |
|----------------|---|----------------------------|
| ■助成内容 | タクシー業者の利用1回につき <u>片道料金の2分の1の額又は900円のいずれか少ない額（助成券1枚につき）</u> を助成します。 <u>(上限900円)</u> <u>ただし、自動車税や軽自動車税の減免を受けている場合は交付の対象となりません。</u> | |
| ■助成枚数 | <u>要介護4又は5で市民税非課税世帯</u> の者 | <u>年 48枚</u> (1か月につき4枚) |
| | <u>要介護3</u> の者及び <u>要介護4又は5で市民税課税世帯</u> の者 ※本人課税は除く | <u>年 24枚</u> (1か月につき2枚) |
| ■利用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定業者をご利用いただきます。 乗車の際に運転手に助成券をお渡しください。 ・降車時、利用料金から助成額を引いた残りの額を直接運転手にお支払いください。 | |

共通事項

■利用できる業者

市で指定する業者（助成券・給付券の交付時に一覧表をお渡しします。）

■注意事項

- ・利用する際は、利用者（氏名）と利用月日、利用目的の欄をご記入ください。
- ・助成券・給付券は、家族や他人に譲渡することはできません。
- ・不正な使用があった場合は返還していただきます。

令和6年度「中野市在宅福祉支援事業」の概要 (高齢者世帯)

○対象者とする方

市内に住所を有する 70歳以上の高齢者のみの世帯で市民税非課税世帯の方。
施設入所中や入院中の方は対象となりません。(退院、退所されてから申請してください。ただし、2人以上の高齢者世帯については、どなたかが在宅であれば申請できます。)

通院費等タクシー利用料の助成

| | |
|----------------------------|--|
| ■助成内容 | タクシー業者の利用1回につき 片道料金の2分の1の額又は900円のいずれか少ない額(助成券1枚につき) を助成します。 (上限900円) ただし、 自動車税や軽自動車税の減免を受けている場合は交付の対象となりません。 |
| ■助成枚数 ※年度途中の申請は月割となります。 | 年 48枚 (1世帯1冊) (1月につき4枚) |
| ■利用方法 | <ul style="list-style-type: none">ご利用の際、助成券にあらかじめ利用者(氏名)、利用月日、利用目的のご記入をお願いします。指定業者をご利用いただきます。乗車の際に運転手に助成券をお渡しください。降車時、利用料金から助成額を引いた残りの額を直接運転手にお支払いください。 |

■利用できる業者

市で指定する業者(助成券に記載しています。)

■注意事項

助成券は他人に譲渡することはできません。

また、不正な使用があった場合は返還していただきます。